

令和8年度磐梯町地域魅力向上・発信支援事業業務委託 提案仕様書

1 本仕様書について

本仕様書は、磐梯町(以下、「発注者」という。)が委託先業者(以下、「受注者」という。)に委託する「磐梯町地域魅力向上・発信支援事業(以下、「事業」という。)」に係る業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、受注者は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 業務名

磐梯町地域魅力向上・発信支援事業業務委託

3 業務委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月19日(金)までの期間

4 事業の目的

東日本大震災に伴う、福島第一原子力発電所の事故から10数年が経過したが、原子力災害による風評被害は根強く、当町において力を入れている観光業、特にインバウンドの落ち込みは顕著である。

このような状況の中で、『磐梯町地域魅力向上・発信支援事業』を実施し、磐梯町や福島県の地域の魅力や安全安心を広く発信し、原子力災害に起因する風評払拭を図るため、震災前には多くの観光客が訪れていた台湾をターゲットにして観光誘客に繋げ、福島の復興・再生を加速化させるものである。

5 業務委託内容

本事業は、台湾との観光・文化交流を通じて福島県産品の安全性・信頼性を直接伝える機会を創出し、科学的な根拠に基づかない風評を是正することを目的とする。また、磐梯町の観光資源や食文化を現地で体験的に発信することにより、地域イメージの向上と観光需要の回復を図るものとし、以下の施策を実施すること。

(1) 国外施策

台湾(新北市淡水区を中心とした候補地を提案すること)において、以下の業務を実施すること。

① 盆踊りイベントの企画・運営

- ・ 磐梯町の民謡教室メンバーを台湾に派遣し、盆踊りイベントを開催すること。
- ・ 運営責任者を現地に配置し、円滑な進行管理を行うこと。
- ・ 現地の参加者を対象とした、浴衣の着付け体験および盆踊りのレクチャーおよび台湾文化・音楽とのコラボレーション演出を実施すること。
- ・ 磐梯町の地酒、米、郷土料理の試食・試飲を提供すること。また、磐梯町の食材を組み合わせた、コラボメニューも提供すること。なお、提供する食品について

- は、現地の輸入規制や検疫を遵守し、受注者が適切な調達ルートを確認すること。
- ・PR 物品の輸出手続き、現地での保管、会場への搬入を適切に行うこと。手続きにあたっては発注者と緊密に連携すること。

②磐梯町PRブースの企画・運営

- ・台湾で開催する観光PR イベント等で、専用ブースを設け、盆踊りやサイクリング等のPR動画を上映、観光モデルプランのパンフレットを配布を行うこと。なお、ブースを設ける観光PR イベント等も提案すること。
- ・ブースに日常会話レベル以上の通訳スタッフを1名以上配置すること。
- ・PR物品の輸出手続き、現地での保管、会場への搬入を適切に行うこと。手続きにあたっては発注者と緊密に連携すること。

実施回数：1回

③SNS発信キャンペーンの展開

- ・指定ハッシュタグ（#盆踊り in 台湾 等）による拡散施策を講じること。
- ・フォロワー数や専門ジャンルを考慮した台湾のインフルエンサーを起用し、盆踊りイベントや観光PRブースの様子の広く発信すること。

（

2) 国内施策（情報発信・モニターツアー）

磐梯町内において、以下の業務を実施すること。

①台湾モニターツアーの実施

- ・インフルエンサーを含む台湾からの参加者2名を招請し、2泊3日のモニターツアーを実施すること。招請者に関して、事前に町と協議の上決定すること。
- ・ツアーには、添乗員を1名以上同行させ、ツアー行程の管理等をおこなうこと。
- ・磐梯山周遊サイクリング、地酒・郷土料理の試食、町内施設（星野リゾート等）での宿泊体験を提供すること。

②町内盆踊りイベントへの参加

- ・モニターツアーの行程内に、町内で例年開催される盆踊り（2026年8月13日（木）開催予定）への参加を組み込むこと。
- ・地域住民との交流、浴衣体験、踊りのレクチャー等を通じて、地域の文化を直接体感させること。

③体験に基づく情報発信の展開

- ・各プログラムについて、招請者によるSNSでのリアルタイム投稿を実施させること。
- ・ツアーおよび盆踊りの様子を収録し、台湾語（繁体字）字幕付きのPR動画を1本以上制作すること。

6 提案内容

以下の内容を盛り込んだ企画提案書を提出すること。（※記載順序は任意とする。）

- (1) 企画提案者の概要等
- (2) 企画提案内容

- ・磐梯町への訪日旅行者誘客にあたっての課題認識
 - ・「5 業務委託内容」に記載の業務以外に独自に提案できる事項がある場合はその内容
- (3) 業務スケジュール
- (4) 業務実施体制
- ・本業務にあたって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。
- (5) 見積額（合計額だけでなく、事業内容ごとに積算内訳を記載すること。）

7 留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、関係法令を順守し、発注者と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 各業務上で必要となるデータ収集に係る調整や許諾等は、全て受託者の責任において行うこと。
- (3) 本仕様書により制作された成果物の一切の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)は、完了検査をもって全て発注者に移転すること。
- (4) 成果物については、第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証すること。
- (5) 受託者は、発注者が認めた場合を除き、成果物に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- (6) 第三者が有する知的財産権等の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。
- (7) 業務の詳細について発注者と協議の上決定し、進捗状況を綿密に委託者に報告すること。
- (8) 本事業に係る一切の経費は、全て当初委託金額に含むこと。

8 業務の一括再委託の禁止

受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

9 成果物

- (1) 提出物
- ・実施報告書紙媒体 2 部および CDR ディスク 1 枚
 - ・成果一覧紙媒体 2 部および CDR ディスク 1 枚
- (2) 提出場所
- ・福島県磐梯町役場産業振興課
- (3) 提出期限
- ・令和 9 年 3 月 1 2 日(金)